北海道文化賞実施要綱

北海道文化賞の実施に関しては、北海道表彰規則（平成１０年北海道規則第３１号）及び北海道表彰事務取扱要領（平成１０年４月１日人事第４０号総務部長通達）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第１　目的

北海道文化賞は、北海道の文化の向上発達に関しその功績が顕著な者を顕彰することにより、もって北海道の文化の普及振興に資することを目的とする。

第２　授賞件数等

１　授賞件数は、北海道文化賞（以下「文化賞」という。）、北海道文化奨励賞（以下「文化奨励賞」という。）ともに３件以内とし、受賞者には賞状及び副賞を贈呈する。

２　授賞は１回限りとする。但し、文化奨励賞の受賞者へ次年度以降、文化賞を授賞することは妨げない。

第３　表彰の推薦

１　表彰を受けるにふさわしいと認める者（個人又は団体）（以下「授賞候補者」という。）を推薦しようとする者は、別記様式による表彰推薦書を作成して、参考資料等とともに、６月末日までに環境生活部文化局文化振興課へ提出するものとする。但し、自薦は認めない。

２　前項の授賞候補者は、次のとおりとする。

(1) 北海道の芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関する活動歴を、文化賞はおおむね２０年以上、文化奨励賞はおおむね１０年以上有する者。

(2) 道内に在住する個人、道内に拠点を置く団体に限定しない。

３　第１項の規定により提出された推薦書の有効期間は、授賞候補者が文化賞若しくは文化奨励賞を受賞した場合又は授賞候補者を推薦した者から推薦の取下げがなされた場合を除き、当該推薦書が提出された日から起算して２年を経過する日の属する年度の末日までとする。

第４　表彰の基準等

１　次の各号のいずれかに該当する者は、表彰の対象としない。

(1) 破産者で復権を得ない者

(2) 刑事事件に関して、現に起訴されている者

(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から１０年を経過しない者

(4) 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から５年を経過しない者

(5) 執行猶予つきの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者

(6) その他表彰することが適当でないと認められる者

２　国の表彰を受けた者は、原則として当該表彰等と同一の事績によっては表彰しないものとする。

第５　候補者の選考

北海道文化振興条例第９条第２項に基づく、授賞候補者の選考にあたっての北海道文化審議会の意見聴取の前後に、別に定める「北海道文化賞審査要領」により審査を行う。

第６　その他

この要綱の定めるもののほか、本賞に関し必要な事項は別に定める。

附　則（平成２４年６月　１日文スポ第３９３号）

この要綱は、平成２４年６月　１日から施行する。

附　則（平成２７年５月２８日文スポ第６４３号）

この要綱は、平成２７年５月２８日から施行する。

附　則（平成２８年４月２６日文化第１１９号）

この要綱は、平成２８年４月２６日から施行する。

附　則（平成３０年４月　９日文化第３２号）

この要綱は、平成３０年４月　９日から施行する。

附　則（令和　３年４月　８日文化第５４号）

この要綱は、令和　３年４月　８日から施行する。

附　則（令和　５年４月１２日文化第３６号）

この要綱は、令和　５年４月１２日から施行する。

附　則（令和　７年７月　２日文化第３５３号）

この要綱は、令和　７年７月　２日から施行する。